

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改正案	現行
(第3種特定自転車駐車場の利用及び使用料) 第16条の4 〔略〕 2 〔略〕 3 第3種特定自転車駐車場を利用する者は、1台につき24時間までごとに <u>600円</u> の範囲内で規則で定める額の使用料を、利用を終了するときに納付しなければならない。	〔同左〕 第16条の4 〔略〕 2 〔略〕 3 第3種特定自転車駐車場を利用する者は、1台につき24時間までごとに <u>300円</u> の範囲内で規則で定める額の使用料を、利用を終了するときに納付しなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和5年1月8日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条の4第3項の規定は、この条例の施行の日以後に墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和59年墨田区条例第35号)第2条第8号に規定する第3種特定自転車駐車場の利用開始日時の確認を受け、かつ、令和5年1月11日以後に利用を終了する場合に係る使用料の算定についてから適用し、同日前に利用を終了する場合に係る使用料の算定については、なお従前の例による。